

申告日程

申告日程・会場について

月	受付日	指定地域(対象者)など	会場
2月	8日(火)、9日(水)、10日(木)、14日(月)、15日(火)	収入のない方、障害年金や遺族年金の受給者	市コミセン
	16日(水)	大町・東大町・日の出地区	
	17日(木)	錦町・本町・泉町・東豊里・西豊里	
	18日(金)	住友地区・赤間地区	
	20日(日) ※日曜受付	市内全域	
	21日(月)	豊栄町	
	22日(火)	幸町	
	24日(木)	昭和町・若木町東	
	25日(金)	幌岡町・共和町・住吉町	
	27日(日) ※日曜受付	市内全域	
28日(月)	平岸曙町・平岸仲町・平岸南町	東公民館 市役所での 受け付け不可	
1日(火)	平岸新光町・平岸西町・平岸桂町・平岸東町・茂尻本町		
2日(水)	茂尻中央町・百戸町・エルム町		
3日(木)	茂尻春日町・茂尻新町		
4日(金) ※午前のみ	茂尻新春日町・茂尻栄町・茂尻元町・茂尻旭町・茂尻宮下町		
7日(月)	若木町西・若木町南・若木町北		市コミセン
8日(火)	宮下町・美園町		
9日(水)	桜木町・豊丘町・字豊里		
10日(木)	東文京町		
11日(金)	北文京町		
14日(月)	西文京町		
15日(火)	市内全域		

市・道民税と所得税の申告を市役所コミセン多目的ホールと東公民館にて行ないます。必要なものをご確認のうえ、お越しください。

指定地域
事情があり困難な場合は別の日程でも問題ありませんが、原則、左の日程表に従いご来場ください。
※東公民館での相談日は、市役所での申告はできません。

受付時間
【午前の部】 8時30分～11時30分
【午後の部】 13時～16時

※8時30分よりも前や11時30分～13時は、受け付けできませんので、ご了承ください。
※3月4日(金)は午前の部のみ受け付け。

日曜に申告できる日
2月20日 市コミセン多目的ホール
2月27日 東公民館(茂尻支所)

申告に持参するもの

- マイナンバーが分かるもの
マイナンバーカード、通知カードなど
 - 身分証明書
運転免許証、身体障害者手帳、療育手帳、年金手帳、保険証など
 - 令和3年中の収入を示す資料(源泉徴収票など)
※給与、年金、報酬のある方
 - 営業収入や不動産収入がある方は、売上げおよび必要経費に関する資料
 - 令和3年中に支払った
 - ▶社会保険料の領収書
任意継続分、国民年金保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険など
 - ▶生命保険料や地震保険料の控除証明書
 - ▶医療費の明細書
 - 障がい手帳(身体・療育・精神)
 - 預金口座番号のわかるもの
通帳やキャッシュカードなど
- ※申告書への押印(印鑑)は不要となりましたが所得税の納税で口座振替を希望する場合は、今まで通り銀行印が必要となります。

- 申告会場でのお願い**
- 手・指の消毒をしてください。
 - 入場時、37度5分以上の発熱がある方は入場をご遠慮いただきます。
 - マスクを着用してください。
 - ソーシャルディスタンスを確保してください。

- 対面時間短縮のために**
- 事前準備(医療費控除の計算や生命保険料などの整理)をお願いします。
 - 受付開始直後や日曜日は混雑する傾向があり、平日の日中から夕方が比較的空いています。
 - 混雑時には入場制限を行ないます。あらかじめご了承ください。
 - 車で来場する場合は、車内でお待ちいただいても構いません。当日の混み具合を見て判断してください。
 - 申告期間中、市のホームページで確定申告会場の混雑状況をお知らせするページを開設します。
 - 申告会場内で書類のコピーは行ないません。申告に必要な書類については、事前にコピーなどをしてください。
 - 来場して申告するのが困難な方は、市税係までご相談ください。
 - 青色申告をされる方は、お手数ですが滝川税務署で申告してください。